前回指摘事項について

資料番号 該 当 頁	項目	前回部会における指摘事項	対応
資料 2 2~6頁	2 (1) 配慮書手続	今回導入する配慮書手続は、上位計画・政策段階を対象 とする戦略アセスとは違うものであることがわかるように すること。	資料2(11~12頁)の「(9) 今後の課題」及び資料3-2において記述しました。
資料 2 3 頁	2 (1) ウ (イ) 評価手法	複数案は原則として設定するものであることから、「複数 案が設定できない場合」の表現は整理すること。	資料2(3頁)において記述を 修正しました。
資料 2 3~4頁	2 (1) エ (ア) 対象とする事業	「柔軟な制度とすること」は、条例の対象事業のすべて を対象とする理由とするには無理があるので、再考するこ と。	資料2(3~4頁)において記述を修正しました。
資料2 7~8頁	2 (4) 事後調査	「供用後も射程内とする」とあるが、一般的な表現とす ること。	資料2(7~8頁)において記述を修正しました。

資料番号 該 当 頁	項目	前回部会における指摘事項	対応
資料 2 8~9頁	2 (5) イ 風力発電所の追加	愛知県において、風力発電所は一時期多く設置されたが、 今はあまり進んでいない。敢えて、「比較的導入コストの低 い風力発電施設が増加している」とまで言及する必要があ るのか。	資料2(8~9頁)、資料3-1及び資料3-2において記述を修正しました。
資料 2 8~9頁	2(5)イ 風力発電所の追加	風力発電所の規模の要件について、国の考え方を示すこ と。	別添資料において御説明します。
資料 2 1 4 頁	今後の環境影響評価 制度の手続イメージ	配慮書の案の段階で県民等からの意見を求める場合もフローに示すこと。	資料2(14頁)において手続 イメージを追加しました。
資料3	_	法がどのように改正されて、これに対して愛知県として どう対応するのかが対比できるよう図示すること。	資料3-2において手続イメージを追加しました。